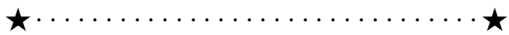


いばらき消費生活 メールマガジン



2022年10月27日 189号



1. 10月は食品ロス削減月間です
2. 国民生活センターの公表について

PI0-NET にみる 2021 年度の消費生活相談と危害・危険情報の概要

3. 消費者教育啓発講座を開催しています！



1. 10月は食品ロス削減月間です

「食品ロス」とは、廃棄される食品のうち「本来食べられるのに捨てられる食品」のことです。日本における食品ロス量は年間 522 万トン（令和 2 年度推計）。1 人当たり、年間 41Kg、毎日おにぎり 1 個分を捨てている計算になります。また、その約半数は家庭から廃棄されています。日本の食料需給率（カロリーベース）は令和 3 年度では 38%で、海外からの輸入に大きく依存しています。海外からコストをかけて食品を輸入しながら、コストをかけてゴミとして廃棄するという矛盾とも無駄とも言えるのが日本の現状です。

2022 年国連食糧農業機関の報告によると、世界で約 7.7 億万人（10 人に 1 人）が栄養不足の状態です。「食品ロス」を減らすことは、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために設定された 17 のゴール（目標）「SDGs（持続可能な開発目標）」の中で、身近にできることの 1 つです。また、水分を多く含む食品を焼却する際に使用するエネルギー、二酸化炭素（Co2）の発生も削減でき、気候変動対策にもつながります。

「もったいない」のこころを大切に、「残さず食べる」「てまえどり」など、自分にできることから取り組みましょう。

<参考資料>

- 消費者庁「食品ロス削減月間」特設ページ

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/2022nofoodloss-month.html>

2. 国民生活センターの公表について

国民生活センターが、PI0-NET（注 1）で収集した 2021 年度の情報の概要を公表しました。昨年度の相談の傾向を把握し、消費者トラブルの回避に役立てましょう。

- 1 消費生活相談の傾向と特徴

●2021年度の相談件数は843,664件で、2020年度比で約10万件減少しました。2020年度と比べ「架空請求」の相談、新型コロナ関連の相談等が減少しました。

◎2020年度と比較して増加が目立ったのは以下のとおりです。

・SNSやインターネットの広告を見てネット注文したら定期購入だったという「化粧品」のトラブル

・電話勧誘で契約し代引で届いた海産物に関するクーリング・オフなど「魚介類全般」

・SNS上の割引セール of 広告を見て代引注文したら偽物が届いたという「かばん」や「アクセサリ」のトラブル

・還付金詐欺と思われる電話トラブルなどの「他の保健・福祉サービス」

・マッチングアプリ等をきっかけに投資を勧められたなどの「外国為替証拠金取引」

●70歳以上の相談割合は22.9%と、全年代で依然最多でした。20歳代、70歳以上がやや増加しました。

●販売購入形態別では、「通信販売」の割合が最も高く、2013年度から同じ傾向です。2021年度は38.5%で、「インターネット通販」「定期購入」に関する相談が多くみられました。

●販売方法・手口別の主な相談は以下のとおりです。

・増加傾向にある「代引配達」では、かばんや洋服の他、魚介類など海産物に関する相談

・「フィッシング」によるクレジットカード情報の詐取に関する相談

・「点検商法」「保険利用可能トーク」では、70歳以上の高齢者が訪問販売で屋根工事や修理サービスなど的高額な契約をしたという相談

・「訪問購入」では、70歳以上の高齢者のアクセサリに関する相談

## 2 危害・危険情報の傾向と特徴

●全国の消費生活センター等から収集した「危害・危険情報」(注2)は13,194件でした。対前年度比12.2%減でした。

●「危害情報」は11,263件で、上位3位は「化粧品」、「健康食品」、「医療サービス」。「危険情報」は1,931件で、上位3位は「四輪自動車」、「調理食品」、「電話関連機器・用品」でした。

◎危害情報は2020年度より1,656件減少。「化粧品」が584件増加したが、「健康食品」が2,404件減少でした。被害者の約8割は女性でした。

(注1)PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

(注2)「危害・危険情報」とは、商品・役務・設備に関連して、身体にけが、病気等の疾病(危害)を受けたという情報(「危害情報」と、危害を受けたわけではないが、そのおそれがある

情報（「危険情報」）をあわせたもの。

<公表資料>

○国民生活センター 発表情報

国民生活センター「PIO-NET にみる 2021 年度の消費生活相談の概要」（2022 年 8 月 9 日公表  
2022 年 10 月 17 日更新）

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220809\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220809_1.html)

国民生活センター「PIO-NET にみる 2021 年度の危害・危険情報の概要」（2022 年 9 月 7 日公表）

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220907\\_3.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220907_3.html)

.....

### 3. 消費者教育啓発講座を開催しています！

茨城県消費生活センターでは、高齢者からの悪質商法に関する相談が後を絶たないことから、高齢者等を見守る方の消費者力アップにより、高齢者を狙った消費者トラブルへの気づきを深めるための研修を実施しています。

毎回、各分野の専門家をお招きして異なるテーマで実施しており、全5回のうち、残すところあと3回となりました。今からでも申し込めますので、この機会に受講してみませんか？

なお、希望者のみに期間限定でオンデマンド動画配信も順次行います。ご興味のある方はどなたでも視聴可能ですので、ぜひお申し込みください！

○日時・内容

<オンライン開催（Zoomによるライブ配信）> 14:00～16:00

10月28日（金） 暮らしの事故から高齢者を守る

11月4日（金） 高齢者に多い消費者トラブル

11月11日（金） 高齢者のインターネットトラブル

※各回、講義の後に「消費者トラブルの見守りポイント」を学ぶワークショップを実施します。

<近日オンデマンド配信予定>

・人生のエンディングに向けて（10月13日開催分）

・住宅にまつわるトラブル（10月19日開催分）

詳しい内容や申込みについては、こちらをご覧ください↓↓↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/educate/r4participant.html>

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが [mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■

**【お問合せ先】**

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■